

山口芸術短期大学履修方法に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、山口芸術短期大学学則（以下「学則」という。）第17条の2第5項の規定に基づき、教育課程、科目の履修方法、卒業要件等に関し必要な事項を定める。

（教育課程の編成）

第2条 教育課程は、山口芸術短期大学（以下「本学」という。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を学則第16条に定める区分に従って体系的に編成するものとする。

2 授業科目、単位数、必修・選択の別、各科目が属する科目群等は、学則別表1のとおりとする。

（授業科目）

第3条 授業科目の種類は、教養教育科目及び専門教育科目に、必修科目及び選択科目を置く。

（授業の方法）

第4条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

（学校保健安全法第19条に基づく出席停止等と授業の取扱い）

第4条の2 学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患したと医師から診断を受けた場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席停止とする。

2 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条に定められた期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとする。

3 出席停止期間の授業は欠席扱いとせず、当該授業に相当する学修を課すなどの教育的配慮を行うものとする。

（成績評価基準等の明示等）

第5条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（GPAの適用）

第5条の2 学則第19条第3項に定める Grade Point Average（以下「GPA」という。）は、学則第18条第4項及び第5項に定める履修科目の登録の上限等に適用する。

（履修方法）

第6条 卒業資格を得るには、本学に2年以上在籍し、必修科目及び別表第1に示す最低修得単位数を、各科目群についてそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の修得単位数のほか、所属する学科の教育上有益と認められ、当該学科の教育に支障がない場合には、他学科で開設されている教養教育科目又は専門教育科目を履修することができる。この場合、履修して修得した単位は4単位まで卒業要件単位に算入することができる。

（履修登録等）

第6条の2 学生は、履修しようとする授業科目を、学期毎に定められた期日までに所定の方法により登

録（以下、「履修登録」という。）するものとする。

2 学生は、前項により履修登録した授業科目の一部を、大学が予め定めた期間内に限り取り消す、または授業科目を追加することができる。

3 長期入院、長期加療等のやむを得ない事由により、履修継続が困難と大学が認めた場合は、登録した授業科目の履修を取り消すことができる。

（履修科目の登録の上限）

第6条の3 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、原則として50単位とする。ただし、学則第27条に規定する免許状及び学則第28条に規定する資格を得ようとする者は、この限りでない。

2 山口学芸大学及び山口芸術短期大学GPA制度運用規程（以下「GPA運用規程」という。）に定める学期GPA（前期）が前年度において3.0以上である者は、前項本文に定める上限を超えて履修科目の登録をすることができる。その場合、後期履修時に判断することとし、最大単位数は、別に定める。

（閉講等）

第6条の4 第6条の2に定める履修登録が終了し、各授業科目の各履修者を決定した結果、履修希望者が0名の授業科目は、閉講とする。

2 前項のほか、第6条の2に定める履修登録が終了し、各授業科目の各履修者を決定した結果、履修希望者が5名未満の授業科目は、閉講にすることがある。

（長期履修）

第7条 長期履修の場合は、学修に支障がない範囲内で教育課程の年次の区分にかかわらず履修することができる。

2 長期履修の場合の年間履修単位数の上限は28単位（卒業単位に含まれないものを除く。）とする。

3 長期履修については、別に定める「山口芸術短期大学長期履修学生に関する規程」のとおりとする。

（教育職員免許状）

第8条 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

（所要資格を得るための課程）

第9条 本学において、教育職員の免許状を取得しようとする者は、短期大学士の学位を有するとともに、教育職員免許法施行規則に基づき、次に示す科目についてそれぞれ所定の単位を修得しなければならない。

2 前条に定める免許状の授与を受けようとする者については、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める授業科目を別表第3のとおり修得するものとする。

3 幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得るための課程は、前項に定めるもののほか、別表第4のとおりとする。

（保育士資格）

第10条 本学において、保育士の資格を得ようとする者は、保育学科において卒業資格を得るとともに、児童福祉法施行規則に定める所要の授業科目及び単位数を修得しなければならない。なお、保育士資格に関する科目のうち、他の学科等で取得した単位の認定については、別記の「山口芸術短期大学保育学科における保育士資格単位認定規程」のとおりとする。

2 保育士資格を得ようとする者の所定の単位は、別表第5のとおりとする。

（教育実習等）

第 11 条 教育実習等の履修に関しては、別に定める。

(幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格)

第 12 条 本学において、保育学科で幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格を得ようとする者が修得すべき単位は別表第6のとおりとする。

(雑則)

第 13 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成25年 3 月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成30年 3 月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成31年 3 月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年12月10日から施行し、令和 2 年 9 月24日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月31日以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 25 日から施行し、令和 5 年 5 月 8 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月31日以前に入学し、現に在学中の学生については、第 6 条第 1 項の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

		科目群	最低修得単位数	
芸術表現学科	教養教育科目	社会・文化	「郷土史」、「知的財産法入門」 4 単位	10 単位
		データサイエンス		
		外国語	2 単位	
		スポーツ・健康		
	専門教育科目	芸術文化科目		46 単位
		デザイン		
		ビジネス	「芸術表現入門」、「情報リテラシーⅠ」を含む 12 単位	
		音楽		
		総合科目	「特別演習」、「卒業研究」 5 単位	
			修得単位数の合計	62 単位

	科目群		最低修得単位数	
保育学科	教養教育科目	社会・文化		10 単位
		データサイエンス		
		キャリア支援	「情報処理」、「文書表現基礎」 4 単位	
		外国語	「英語コミュニケーション」 2 単位	
		スポーツ・健康	「体育（講義）」、「体育（実技）」 2 単位	
	専門教育科目		「保育者入門セミナーⅠ」、「保育者入門セミナーⅡ」、「教育原理Ⅰ」、「教育原理Ⅱ」、「社会福祉」、「保育者論」、「教育課程論・保育の計画と評価」、「健康の指導法」、「人間関係の指導法」、「環境の指導法」、「言葉の指導法」、「表現の指導法(音楽Ⅰ)」、「表現の指導法(造形Ⅰ)」、「保育内容の理解と方法・表現Ⅰ」、「保育内容の理解と方法・音楽Ⅰ」、「保育内容の理解と方法・造形Ⅰ」、「保育内容の理解と方法・言葉」、「音楽基礎」、「子ども総合研究Ⅰ」 23 単位	46 単位
	修得単位数の合計		62 単位	

別表第 2

学 科	免許状の種類
保育学科	幼稚園教諭二種免許状

別表第 3

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する本学開設授業科目	
科 目	単位数	科 目	単位数(必修)
日本国憲法	2	日本国憲法	2

体育	2	体育（実技）	1
		体育（講義）	1
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は 情報機器の操作	2	情報処理	2
計	8	計	8

別表第 4

所 要 資 格 免許状の種類	基 礎 資 格	最 低 修 得 単 位 数	
		第 66 条の 6 に定 める授業科目	教科及び教職 に関する科目
幼稚園教諭二種免許状	短期大学士の学位を有 すること	8	31

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する 本学開設授業科目		
教科及び 教職に関 する科目	左項の各科目に含めることが必要な 事項	最低 修得 単位数	科 目	単位数	
				必 修	選 択
領 域 及 び 保 育 内 容 の 指 導 法 に 関 する 科目	領域に関する専門的事項	12	保育内容の理解と方法・健康		1
			保育内容の理解と方法・人間関係	1	
			保育内容の理解と方法・環境	1	
			保育内容の理解と方法・言葉	1	
			保育内容の理解と方法・表現Ⅰ	1	
			保育内容の理解と方法・表現Ⅱ		1
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		健康の指導法	1	
			人間関係の指導法	1	
			環境の指導法	1	
			言葉の指導法	1	
表現の指導法（音楽Ⅰ）		1			
表現の指導法（音楽Ⅱ）		1			
表現の指導法（造形Ⅰ）		1			
表現の指導法（造形Ⅱ）	1				
			小 計	12	2
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理Ⅰ	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育原理Ⅱ	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育・教育の心理学	2	

	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援の保育・教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論・保育の計画と評価	2	
			小 計	10	0
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	保育方法論	2	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
			小 計	4	0
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導 教育実習	1 4	
	学校体験活動				
			小 計	5	0
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	
			小 計	2	0
大学が独自に設定する科目		2		0	
計		31	計	33	2

注 「大学が独自に設定する科目」の2単位は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の最低修得単位数を超えて修得した単位数の合計が2単位以上であることを示す。

別表第5

(1) 厚生労働省告示第198号第1条第3号に掲げる教養科目として、外国語2単位及び体育2単位を含む8単位以上を修得しなければならない。

告示第 198 号による教科目		左記に対応する本学開設授業科目			
系 列	教 科 目	学 科 目	授業 形態	単位数	
				必 修	選 択
教養科目	外国語、体育以外の科目	情報処理	講義		2
		日本国憲法	講義		2
		文書表現基礎	講義		2
		進路研究	講義		2
	外国語	英語コミュニケーション	演習	2	
	体育	体育（講義） 体育（実技）	講義 実技	1 1	
合 計	10 単位以上			4	8

(2) 厚生労働省告示第 198 号別表第 1 に掲げる必修の教科目について修得しなければならない。

告示第 198 号別表第 1 による教科目		左記に対応する本学開設授業科目			
系 列	教科目(必修科目)	学 科 目	授業 形態	単位数	
				必 修	選 択
保育の本質・目的に 関する科目	保育原理	保育原理	講義	2	
	教育原理	教育原理Ⅰ	講義	1	
		教育原理Ⅱ	講義	1	
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	講義	2	
保育の対象の理解 に関する科目	保育者論	保育者論	講義	2	
	保育の心理学	保育・教育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	子どもの保健	講義	2	
保育の内容・方法に 関する科目	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	2	
	保育の計画と評価	教育課程論・保育の計画と評価	講義	2	
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	健康の指導法	演習	1	
		人間関係の指導法	演習	1	
		環境の指導法	演習	1	
		言葉の指導法	演習	1	
		表現の指導法（造形Ⅰ）	演習	1	
	保育内容の理解と方法	保育内容の理解と方法・人間関係	演習	1	
		保育内容の理解と方法・環境	演習	1	
		保育内容の理解と方法・言葉	演習	1	
		保育内容の理解と方法・表現Ⅰ	演習	1	
	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	特別支援の保育・教育概論	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	保育実習Ⅰ	実習	4	
	保育実習指導Ⅰ	保育実習指導Ⅰ	演習	2	
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	
合 計				51	0
最低修得単位数 (告示第 4 条の一による)		51 単位以上			

(3) 厚生労働省告示別表第2に掲げる系列のうちから9単位以上（うち保育実習3単位以上（うち保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上）を修得しなければならない。

告示第 198 号別表第 2 による教科目		左記に対応する本学開設授業科目				履修 条件	
系 列	教 科 目	学 科 目	授業 形態	単位数			
				必修	選択		
保育の本質・目的に 関する科目	保育に関する科目	保育者入門セミナーⅠ	講義		1		
		保育者入門セミナーⅡ	講義		1		
保育の対象の理解 に関する科目							
保育の内容・方法に 関する科目		表現の指導法（音楽Ⅰ）	演習		1		
		表現の指導法（音楽Ⅱ）	演習		1		
		保育リトミックⅠ	演習		1		
		保育リトミックⅡ	演習		1		
		表現の指導法（造形Ⅱ）	演習		1		
		表現の指導法（造形Ⅲ）	演習		1		
		表現の指導法（造形Ⅳ）	演習		1		
		保育方法論	講義		2		
		保育内容の理解と方法・健康	演習		1		
		保育内容の理解と方法・表現Ⅱ	演習		1		
		保育内容の理解と方法・音楽Ⅰ	演習		1		
		保育内容の理解と方法・音楽Ⅱ	演習		1		
		保育内容の理解と方法・造形Ⅰ	演習		1		
		保育内容の理解と方法・造形Ⅱ	演習		1		
保育実習	保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ	実習		2	2 単位	
	又は保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ	実習		2	以上	
	保育実習指導Ⅱ	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1 単位	
	又は保育実習指導Ⅲ	保育実習指導Ⅲ	演習		1	以上	
合 計						23	
最低修得単位数 (告示第 4 条の二による)		9 単位以上					

(4) 大学独自の科目として開設されている教科目

学 科 目	授業形態	単位数		履修条件
		必修	選択	
子ども総合研究Ⅰ	演習		2	
子ども総合研究Ⅱ	演習		2	
合 計			4	

別表第 6

2 級

学 科 目	単 位 数
保育リトミックⅠ	1
保育ピアノⅠ	1
計	2

1 級

学 科 目	単 位 数
保育リトミックⅡ	1
保育ピアノⅡ	1
計	2

※「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級」を取得済みであることが必要。